

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

企業は利益の獲得・配分を目的としているのに対し、学校法人は教育・研究活動を目的とし、学校法人会計基準に基づき会計処理され、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の計算書類の作成が義務付けられています。

学校法人会計と企業会計の大きな違いは、収支計算の目的にあり、企業会計は、一会計期間の収益と費用から当期利益を算定し経営成績を明らかにすることがその目的であるのに対し、学校法人会計は、一会計期間の事業活動収入と事業活動支出を算定し、基本金組入前当年度収支差額を算定し、基本金組入額を控除し当年度収支差額を求め、収支の均衡状態を明らかにすることが目的になります。

	学校法人	企 業
目 的	教育・研究活動	利益の獲得・配分
決算書類	計算書類 ・ 資金収支計算書 ・ 事業活動収支計算書 ・ 貸借対照表	財務諸表 ・ キャッシュフロー計算書 ・ 損益計算書 ・ 貸借対照表など

【計算書類の科目解説】

（１）資金収支計算書の科目

①学生生徒等納付金収入

学生・生徒等から納付される授業料、入学金、施設設備費、教育充実費等の収入

②手数料収入

入学検定料、在学証明・成績証明などの証明書の発行手数料等の収入

③寄付金収入

個人・法人からの寄付金の受け入れに係る収入

(用途指定のある特別寄付金と用途が指定されていない一般寄付金に区分されます)

④補助金収入

国や地方公共団体から交付される補助金

⑤資産売却収入

不動産、有価証券等の固定資産の売却による収入

⑥付随事業・収益事業収入

学校法人の補助活動事業、付随事業、受託事業及び収益事業に係る収入

⑦受取利息・配当金収入

預貯金等の利息、株式の配当金に係る収入

⑧雑収入

施設等の利用料収入、退職金財団等の交付金収入、その他学校法人に帰属する収入

⑨借入金等収入

銀行等からの借り入れ収入

⑩前受金収入

翌年度入学の学生・生徒等に係る学生生徒等納付金収入等

⑪その他の収入

前期末の未収入金に係る収入等、上記の各収入以外の収入

⑫資金収入調整勘定

期末未収入金、前期末前受金が該当し、収入を調整する勘定

⑬前年度繰越支払資金

前年度から繰り越された支払資金総額

⑭人件費支出

教職員等に支給する給与や役員に支払う報酬、教職員の退職金等

⑮教育研究経費支出

教育研究のために支出する経費

⑯管理経費支出

総務等の管理業務、学生募集活動等に要する経費で、教育研究経費以外の経費

⑰借入金等利息支出

借入金に係る利息

⑱借入金等返済支出

借入金元本の返済分

⑲施設関係支出

建物、構築物等の取得のための支出

⑳設備関係支出

教育研究機器備品、図書等の取得のための支出

②資産運用支出

有価証券の購入や特定資産（預金）積み立てのため支出

②その他の支出

前期末の未払金に係る支出等、上記の各支出以外の支出

③資金支出調整勘定

期末未払金、前期末前払金が該当し、支出を調整する勘定

④次年度繰越支払資金

次年度へ繰り越される支払資金総額

(2) 事業活動収支計算書の科目

①学生生徒等納付金

資金収支計算書と同じ

②手数料

資金収支計算書と同じ

③寄付金

資金収支計算書の寄付金収入から施設設備関寄付金を除き、施設設備以外の現物寄付を加えた収入

④経常費等補助金

資金収支計算書の補助金収入から施設設備関連補助金を除いた収入

⑤付随事業収入

学校法人の補助活動事業、付随事業、受託事業に係る収入

⑥雑収入

資金収支計算書と同じ

⑦受取利息・配当金

資金収支計算書と同じ

⑧資産売却差額

資産売却収入が帳簿価額を超える場合のその超過額

⑨その他の特別収入

施設設備拡充等のための補助金、寄付金、現物寄付金

⑩人件費

資金収支計算書の項目の他、退職給与引当金繰入額を計上

(退職金は退職金支払額と前年度まで積み立てている退職給与引当金の差額を計上)

⑪教育研究経費

資金収支計算書の項目の他、減価償却額を計上

⑫管理経費

資金収支計算書の項目の他、減価償却額を計上

⑬徴収不能額等

徴収不能の債権に係る額及び徴収不能引当金繰入額

⑭借入金等利息

資金収支計算書と同じ

⑮資産処分差額

資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額、資産除却損

⑯その他の特別支出

災害損失や過年度修正額等

(3) 貸借対照表の科目

①固定資産

貸借対照表日後1年を超えて使用される土地、建物などの有形固定資産と特定資産、その他の固定資産

②流動資産

貸借対照表日後1年以内に使用される現金・預金等の資産

③固定負債

その支払期限が貸借対照表日後1年を超えて到来する長期借入金や退職給与引当金等の負債

④流動負債

その支払期限が貸借対照表日後1年以内に到来する短期借入金等の負債

⑤第1号基本金

学校法人が設立当初に取得した固定資産や規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

⑥第2号基本金

学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

⑦第3号基本金

基金として継続的に保持し、運用する金銭その他の資産の額

⑧第4号基本金

学校法人の運営のため恒常的に保持すべき資金

⑨繰越収支差額

過年度からの事業活動収支計算の結果、累積された当年度収支差額の収入又は支出の超過額